

出来事（2017年3月）

1. 新規の食品添加物の指定

3月の新規指定はありません。

アルミニウム含有食品添加物4品目についての食品安全委員会の審議は、厚生労働省からの資料提出待ちとなっており、状況は変わっていません。

- ・アルミノケイ酸ナトリウム（固結防止剤）
- ・ケイ酸アルミニウムカルシウム（固結防止剤）
- ・酸性リン酸アルミニウムナトリウム（膨張剤） ・カルミン（着色剤）

2. 規格基準の改正

ステアリン酸マグネシウムの使用基準の改正（カプセル剤・錠剤等通常の食品形態でない食品、いわゆる「健康食品」にも使用可能とする。）と炭酸カルシウムの使用基準の改正（削除）については、3月30日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で報告され、改正手続きが進められています。

また、硫酸アルミニウムカリウム（カリミョウバン）と硫酸アルミニウムアンモニウム（アンモニウムミョウバン）の使用基準（みそに使用してはならない。）を改正し、新たに、「使用量は、アルミニウムとして、パン及び菓子類にあってはその1kgにつき0.1g以下でなければならない。」を加えることが、3月10日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会です承されました。今後、食品安全委員会の健康影響評価を経て、手続きが進められます。

3. 第9版添加物公定書

3月10日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品添加物調査会です承されました。

3月8日の衆議院農林水産委員会で厚労省の食品安全部長は、「第9版に収載されない既存添加物は、152品目である」旨の回答をしました。

4. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（25品目）（最終：2016年7月11日）

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（73品目）（最終：2016年6月7日）

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物（3品目）（2017年3月21日現在）

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ社）：3月14日食安委了承
リパーゼ（JPAo001株、ノボ社）

ホスホリパーゼ（ホスホリパーゼC、PRF株、DSM社）

グルコアミラーゼ（NZYM-BE株、ノボ社）：3月14日食安委了承

キモシン（カイマックスM、クリスチャンハンセン）

L-グルタミンナトリウム（味の素）

L-アラニン（武蔵野化学）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

5. 遺伝子組換え食品・食品添加物の審査手続きの改正

1月17日、食品安全委員会は、遺伝子組換え食品・食品添加物の審査手続きを改正し、厚生労働省が示した4つの条件を満たす場合は、遺伝子組換え技術応用添加物に該当しないとの基準を了承しました。具体的には、高度精製でない場合が該当すると考えられます。

3月30日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で報告されました。

6. 「と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢」の消除

2月13日、牛海綿状脳症対策特別措置法（BSE措置法）に基づく厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、第1条（と畜場における牛海綿状脳症に係る検査の対象となる牛の月齢）が消除され、健康牛のBSE検査が廃止されました。（4月1日施行）。

7. 平成29年度輸入食品監視指導計画

3月30日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会で報告されました。

8. 機能性表示食品の届出

消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されている823品目を、消費者庁の区分に従って集計すると以下のようになります。

2015年度

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
145品目	162品目	3品目	310品目	6品目

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

2016年度（2017年3月31日現在）

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
217品目	293品目	3品目	513品目	0品目

<https://www.fld.caa.go.jp/caaks/cssc01/>

9. 原料原産地表示

加工食品の原料原産地表示制度について、「食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）」が作成され、3月27日～4月25日までの30日間、意見募集が行われています。食品添加物は対象外です。尚、猶予期間は、2020年3月31日までと考えられます。

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/foods_index_18_170327_0002.pdf

10. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の特定の動植物の出荷が制限されている(3月24日現在)。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a3pj-att/2r9852000001a3rg.pdf>

- ② 3月24日、福島県知事宛に、原子力災害対策本部長指示（変更）が発せられました。

11. FDA 着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制の明確化

12月13日、米国FDAは、着色料としての「野菜ジュース」と「果実ジュース」の規制を明確化し、パブリックコメントが実施されました（12月14日～60日間）。

3月1日からの60日間、追加のパブコメが実施されています。

紫トウモロコシ、紫イモ、赤キャベウ、赤ビート等は、OK。

紅花、クチナシ、ハイビスカス、Huito fruit (Genipa americana) 等は、NO。

<https://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm529497.htm>

12. 表示されないアレルゲンの予防 米国 USDA

2月14日付けのFRに、リコールを減らすための戦略的アプローチに関する公聴会の開催が通知されました。

アレルギー反応の誘発が報告されている食品は170以上あり、よく起こす8食品は「Big 8」と呼ばれ約9割を占める。表示されない、表示が誤っている、加工時の交叉汚染によるアレルギーは予防できる。この問題に対処するための公聴会を3月16日に開催する。

<https://www.fsis.usda.gov/wps/wcm/connect/d73204ad-db96-4920-a6e6-7a9e6f9cceb5/2017-0005.pdf?MOD=AJPERES>

13. 小規模小売業者への食品安全のハザード分析

EFSAは、1月18日付けの雑誌で、小規模小売業者（精肉店、食品雑貨店、パン屋、鮮魚店、アイスクリーム店）への食品安全のハザード分析に関するシンプルなルールを示しました。（図表を含め52ページ）

<http://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.2903/j.efsa.2017.4697/epdf>

14. EFSA グアーガム (E412) の再評価

一般人への安全の懸念はないが、乳幼児用食品への使用については、適切な評価はできなかったとのことです。

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4669>

15. グリホサートは、発がん性物質に分類されない

ヨーロッパ化学品庁 (ECHA) は、グリホサートは発がん性物質に分類しないと結論したと、3月15日報じられました。

*グリホサートは、除草剤ラウンドアップの有効成分

<https://echa.europa.eu/-/glyphosate-not-classified-as-a-carcinogen-by-echa>

16. グリホサートの発がん性はなさそう

米国環境保護庁 (EPA) の FIFRA 科学助言パネルは、3月16日、「グリホサートは、ヒトに発がん性はなさそう」との結論を支持するとの報告書をまとめました。（101ページ）

https://www.epa.gov/sites/production/files/2017-03/documents/december_13-16_2016_final_report_03162017.pdf

17. 汚染ブラジル産食肉は、米国に入っていない

米国農務省 (USDA) は、3月22日、米国に輸入されているブラジル産食肉はないが、100%再監視していると報じました。

<https://www.usda.gov/media/press-releases/2017/03/22/usda-tainted-brazilian-meat-non-e-has-entered-us-100-percent-re>

18. シナモンの偽装

インド食品安全基準局 (FSSAI) は、3月10日、安価なカシアが、高価なシナモンとして販売されており、クマリンの量は、シナモン (0.3%以下) に比べて多い (0.8~10.63%) し、見た目も違うとのガイダンスを公表しました。

http://www.fssai.gov.in/dam/jcr:8cf6c72a-85a6-4add-a069-1169097dfc96/Guidance_Note_Cinnamon_CCASIA_10_03_2014.pdf

尚、東京都の調査では、クマリンの含有量は、セイロンシナモンで13.7ppm、カシアで3257.5ppm 検出したとのこと。クマリンは、肝障害を誘発するので注意が必要です。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/anzen_info/coumarin.html

19. 輸入食品の違反事例

- ・伊藤忠食糧株式会社が、ベネズエラから輸入した「生鮮カカオ豆」の命令検査で、2,4-D が一律基準を超えて検出されたとして、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・有盛貿易株式会社が台湾から輸入した「タピオカデンプン」のモニタリング検査で、二酸化硫黄 0.035g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・三井物産株式会社がコロンビアから輸入した「生鮮コーヒー豆」のモニタリング検査で、クロルピリホス 0.20ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

(作成：2017年3月31日)